

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		平成29年7月26日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地		京都信用金庫 理事長 増田 壽幸

主たる業種	協同組織金融業（信用金庫）		細分類番号	6	3	1	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで							
基本方針	平成23年度～25年度の平均を基準として、平成28年度までに温室効果ガス排出量を3%以上削減する。							
計画を推進するための体制	「エココミュニティ推進委員会」を中心に、平成23年度から25年度の平均の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。							
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	5,005.7 トン	4,785.6 トン	4,682.8 トン	4,650.7 トン	-6.0	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,259.3 トン	4,785.6 トン	4,682.8 トン	4,650.7 トン	-10.5	パーセント	
	実績に対する自己評価	役職員の意識をもったKES活動の取組みにより第3年度もほぼ計画通りの削減となった。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	5.64	5.38	5.24	5.41	-5.26	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
	実績に対する自己評価	期中の延床面積の変化により原単位当たりの温室効果ガス排出量は増加となった。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
		118.0 ㊦	118.0 ㊦	118.0 ㊦	118.0 ㊦			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	当店の定めた環境基準を適用した店舗づくり 環境マネジメントシステムの適用						
	(27)年度	当店の定めた環境基準を適用した店舗づくり 環境マネジメントシステムの適用						
	(28)年度	当店の定めた環境基準を適用した店舗づくり 環境マネジメントシステムの適用						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特別許可の無いものは原則マイカー通勤禁止						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社内規定によるものであり、全員遵守している						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・地域の清掃活動 ・森林保全活動 ・地域の子供向け環境教育の実施 ・環境定期預金「みどりの絆」販売、預金残高の0.002%を「京都市みどりプロジェクト」他に寄付							
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。							
		超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
		トン	トン	トン	トン			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。